

## 新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例案の骨子

## 1 条例制定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行により、夏期に逗子海水浴場が開設されない状況下においても、海水浴場開設時に適用される「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」と同等程度の事業者や利用者のマナー向上を図り、逗子海岸及び周辺地域における生活環境を保持するための条例を提案するものです。

## 2 概要

新型コロナウイルス感染症の流行により、夏期に逗子海水浴場が開設されない状況下における条例のため、恒常的なものとせず、新型コロナウイルス流行下における夏期（7月1日から8月31日まで）の期間限定としています。

条	内容
第1条 (目的)	新型コロナウイルス感染症の流行下における夏期の逗子海岸のマナーの向上について必要な事項を定め、市、事業者及び利用者の責務を明らかにすることにより、もって逗子海岸及び周辺地域における生活環境を保持することを目的としました。
第2条 (定義)	逗子海岸の範囲は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則の逗子海岸の範囲としました。(4参照、遊泳区域や第6条に定める範囲は除きます。) <p>夏期の定義を7月1日から8月31日までとしました。</p>
第3条 (市の責務)	期間を夏期（7月1日から8月31日まで）と限定し、市の責務として、次に掲げる行為の未然防止と、事業者及び利用者への啓発及び、必要な施策を実施することとしました。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。</li> <li>(2) 飲酒すること。</li> <li>(3) 入れ墨その他これに類する外観を有する者を公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者を畏怖、困惑させ、不安や嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の逗子海岸の利用を妨げること。</li> <li>(4) 拡声機又は拡声装置を使用して音又は音声を流すこと。</li> <li>(5) 密集し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に繋がるおそれのある状態を作ること。</li> </ol>
第4条、第5条 (事業者、利用者の責務)	事業者、利用者の責務として、市の責務に規定する行為を行わず、また、市の施策に協力するよう努めることとしました。
附則 (期限)	この条例は新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等とみなされなくなる日に失効します。

3 安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例との比較

マナー項目	安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例	新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例(案)
たき火又は火気の使用	海の家以外の海岸で行わない。	夏期の海岸で行わない。
飲酒	海の家以外の海岸で行わない。	夏期の海岸で行わない。
入れ墨	海岸で他人を畏怖させる入れ墨を露出しない。	夏期の海岸で他人を畏怖させる入れ墨を露出しない。
拡声機等の使用	公用、公共用、市長が認める場合以外、海岸で使用しない。	公用、公共用、市長が認める場合以外、夏期の海岸で使用しない。
その他	—	密集し、新型コロナウイルス感染症拡大につながるおそれのある状態をつくらない。

4 逗子海岸の範囲（安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則第4条関係）  
（遊泳区域や第6条に定める範囲は本条例では適用されません。）

